



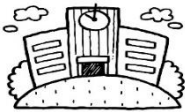
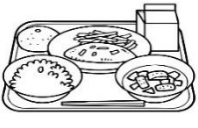

しょくいくだより

お子様と一緒に読んでください

桜の花の便りとともに、今年も新しい学年がスタートしました。新しい環境に子どもたちは期待に胸をふくらませ、また不安もちょっぴり抱いていることと思います。

学校給食は、教育活動の一環として特別活動に位置付けられています。子どもたちの体と心の成長を支えるために、安全安心で栄養バランスのよい、おいしい食事を提供するだけでなく、望ましい食習慣や実践力を身に付ける教材としての役割もあります。

<学校給食の目標>

<p>(1) 適度な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。</p> 	<p>(2) 日常生活における食事について正しい理解を深め健全な生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。</p> 	<p>(3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。</p> 	<p>(4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> 
<p>(5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。</p>	<p>(6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。</p>	<p>(7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。</p> 	

「学校給食法」(文部科学省)

<給食回数と給食費>

- 給食回数は、年間185回です。(1年生は180回)
- 給食費は、1か月4380円です。
- 給食費の引落日は以下の通りです。



引落日	6月末	7月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
対象月	4.5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2.3月分

- ※ 詳細につきましては、さいたま市ホームページ「学校給食の取組」をご覧ください。
- ※ 給食費は、すべて食材費に使用します。そのため未納のご家庭がありますと、一食260円の食事内容で、給食を提供することができなくなります。給食費は忘れずに納めてください。
- ※ 給食の停止(再開)による給食費の調整は、連続6食以上の欠食についてが対象となります。公会計化に伴い、今年度から停止(再開)には、届け出が必要です。学校が届け出を受理した日の6日後(給食を実施しない土日祝は除く)から適応となります。連続5食以内の欠食については、対象ではありません。事前にご連絡をお願いいたします。



保護者の方へ
給食着袋(給食着・帽子・マスク・ナフキン)は週末に持ち帰ります。洗濯をお願いします。コップ袋(歯ブラシ・コップ)は毎日持ち帰ります。

★今年度も引き続き、調理業務は株式会社若菜が担当します。よろしく願いいたします。